

令和6年度有田川町国民健康保険税の税率						
項 目			医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	合計
応能割	①所得割	課税標準所得×%	7.37%	2.17%	1.93%	11.47%
	②資産割	本年度の固定資産税額×%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
応益割	③均等割	被保険者数×円	31,800円	10,200円	10,800円	52,800円
	④平等割	一世帯につき	22,200円	7,000円	5,500円	34,700円
年間保険税：①+②+③+④ (ただし、右の最高限度額まで。また、医療分・支援金分・介護分それぞれ100円未満の端数は切り捨て。)			限度額 650,000円	限度額 240,000円	限度額 170,000円	限度額 1,060,000円

令和7年度有田川町国民健康保険税の税率						
項 目			医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	合計
応能割	①所得割	課税標準所得×%	8.00%	2.80%	2.40%	13.20%
	②資産割	本年度の固定資産税額×%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
応益割	③均等割	被保険者数×円	31,800円	10,200円	10,100円	52,100円
	④平等割	一世帯につき	22,200円	7,000円	5,200円	34,400円
年間保険税：①+②+③+④ (ただし、右の最高限度額まで。また、医療分・支援金分・介護分それぞれ100円未満の端数は切り捨て。)			限度額 660,000円	限度額 260,000円	限度額 170,000円	限度額 1,090,000円

※介護分については、国民健康保険加入者のうち、40歳以上65歳未満の人に加算されます。